

## 協働ルール検討会議【第2回部会】 意見まとめ

第2回部会では、委員が作成したワークシート等をもとに、ポストイットへの書き込みを行いながら、テーマ ~ についての意見集約、課題の抽出を行いました。

以下その内容です。

### テーマ 目指すべき方向（目的）

#### 1 理念や制度

##### 市民自治や参加に関する理念や制度が必要

1	市民と行政、市民と市民、市民と企業の協働ルールとともに、市民自治基本条例(市民参加条例)の制定が必要
2	市民参加を促進しているが、参加の理念や制度に関する大和市の基本姿勢が明確になっていない
3	大和市の姿勢(職員意識や対応)が一様ではない

#### 2 施策の体系化

##### 施策の骨格 基本方針

4	市民と行政とのパートナーシップのあり方を、網羅的に捉えての条例化の検討
5	市ができることには限界がある NPO が行動しやすいように環境整備する
6	市民がNPO(ボランティア)に参加しやすいようにする
7	体系化と重要な個別テーマの踏み込みの区別が大切である

#### 3 関係の明確化

##### 各主体の責任と役割 それぞれの主体の関係

8	委託契約を見直すことから始め、何を外部委託していくのか、その基準を明確につくっていききたい
9	委託契約の中で、協働できうる仕事についてはコミットしていく(例:河崎委員ワークシート)
10	行政の意味の明確化 行政機能の明確化
11	行政と市民 市民自体の活性化ルール NPO
12	対等な双務契約関係 市 - 活動団体

#### 4 自立

##### 自立を促す仕組み 自立を支える仕組み

13	市民の自立を促す
----	----------

## テーマ 協働ルール of 範囲

### 1 市民への分権

#### 行政から市民への分権 総合的対応

1 4	地方分権の中での「市民への分権」 自分たちのまちの問題は自分も参加して解決したい(広い範囲)
1 5	行政内の総合的な対応も大切

### 2 活動の定義

#### 理念は広く、具体施策は限定 公共的な視点が中心

1 6	協働ルールが対象とするのは、社会的・公共的活動に限定して考えるべきである
1 7	定義は広く、支援は社会的役割を担う活動に絞り込む
1 8	テーマ型の活動と自治会などの地縁型の活動との関係も考える必要あり
1 9	今後の活動を促進するような定義づけが大切
2 0	「公共性」の定義が大切である(一定の市民の合意が得られているものなどを考える)
2 1	行政と市民の関係を考える場合、行政機能に関わる内容を一定の範囲としてとらえることができる

### 3 支援対象の考えかた

#### 公共性との関係 範囲は限定

2 2	自発性、公共性が認知されるもの
-----	-----------------

### 4 責任と役割

#### 各主体の役割と責任 関係

2 3	市(直接的)(間接的支援) ボランティア(自主運営) 利用者(自己責任の徹底)
2 4	コンサルへの発注と今回の様な市民が中心となる活動の位置付けがわからない。同じようなことをする場合があるのでは
2 5	学校との体験的環境学習推進事業のかかわりにおいて、NPOは支援者と位置付けたが支援者とは何か...役割の定義
2 6	事業の提案者としての立場と事業の受託者の立場が、市、NPOで整理できていない。環境省発注の受託環境学習事業の提案、コーディネートをしているが、担当者は距離をおいて接している
2 7	リスク負担の問題

## 5 ルールの内容

### 主体の関係 仕組み

28	市民自治の基本ルール・仕組みづくり 情報公開（説明責任の明確化）、住民投票、公聴会、地区協議会（街づくり協議会）、オンブズマン制度、外部監査制度 等
29	市民活動の活性化 市民文化政策、コミュニティセンターの整備、生涯学習プログラム 等
30	公共サービスに関わる NPO との協働ルール 行政と NPO の役割分担、事業委託の考え方、NPO の支援策 等
31	NPO の支援・育成 協働の方法...「補助・助成」「公の財産の使用」「後援」「情報提供・相談・助言・コーディネート」等 施策の方向...「活動場所の提供」「補助金等の拡充」「総合窓口の設置」等
32	協働の場の提供の仕組み

## 6 ルールの進め方

### ルールの進め方

33	パートナーシップ事業のプロジェクトリーダーになったが、担当からの連絡報告がなく推進に苦労した
----	--

## 7 ルールに運用まで含むのか

### 監視、点検、評価、第三者機関

34	ルール違反の監視
35	政策の効果の点検・評価
36	評価、審査などの第三者的機関が必要ではないか

## テーマ 協働ルールの主体

主体として、次の内容が出されました

- ・市民 個人 地域住民
- ・市民活動 市民団体 NPO NPO 以外の団体 社会的な活動 仲間内の活動 両面性のあるもの
- ・企業 事業者 法人 組合
- ・議会
- ・行政 行政機関 行政組織 市（理念） 市長（具体的）

37	ルールとして個別にとりあげる主体もある
38	私は NPO の立場で、提案者が業者かがあいまい

## ～ 以外のテーマ

### 1 理念

3 9	生涯学習や教養を求めて時間を使用する
4 0	「物質文明」の追求からの方向変化の対応と指導
4 1	人間生活環境の向上 老人医療、健康、子供達の放課後の過ごし方
4 2	祖先が長年にわたって培い育て、受け継いできた「文化」や「自然」があります

### 2 補助金（支援策）

4 3	補助金の支出内容 要綱ではなく条例で 内容の明確化
-----	------------------------------

### 3 ルールづくりの検討の進め方

4 4	学校評議員制度を導入する 地域住民 大和における教育改革を推進させていきたい人々
4 5	コミュニティバス導入 役所・住民でスタートさせたい 運輸交通専門部会を新たに使ってスタートさせたい